

署名趣意書

沖縄県知事 仲井眞 弘多 殿

謹啓 日頃、私ども市民のための公務にお励みのこと、心より感謝し御礼申し上げます。

さて、このたび私ども市民有志は東京電力福島第一原発事故による放射能汚染が沖縄県にも及ぶ危機を憂い、6月24日に農林水産省が流通基準を設ける通達を出した汚染汚泥肥料問題をきっかけに7月14日来、署名活動を行なってまいりました。結果、短期間にも関わらず、総数 11,071 筆のうち県内 9,211 筆 県外 1,860 筆という多数の署名を集めることができました。

当初、危険な肥料拡散の問題として事実が確認されていたのは汚泥肥料についてですが、その後、腐葉土、堆肥、稲わらなどさまざまな形でのさらに深刻な汚染された肥料、土壌改良資材、飼料の全国への流通が確認され、腐葉土に関しては相当数が県内でも流通していることが確認されてきているのはご案内のとおりです。

もとより、肥料取締法、地力増進法、飼料安全法および関連政省令には放射性物質についての記述はなく、さらにはそれらは各都道府県の管轄区域内での製造業者、流通業者を監督するためのものであって県外から汚染物質が流入してくることを想定して書かれてはいません。

今般の高濃度腐葉土流通の発覚は汚染拡散の問題の氷山の一角と私どもは捉えております。放射能汚染の拡散という未曾有の危機に立ち向かう県の努力を私ども市民は支持しぜひ協力させていただきたいと願っております。問題解決に向けてのいくつかの提言をまとめましたのでお読みくださりご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

1) 放射能汚染の疑いのある肥料・土壌改良資材・飼料等について、妥当性を欠く農水省の安全基準を採用せず、そのすべての県外からの流入について調査しそれらの流通を停止してください。

2) 汚染された肥料、土壌改良資材、飼料等については、そのすべての流通を調べて回収をするとともに、それがすでに使われた家畜、田畑については、生産者に補償をして買取、表土の除染をしてください。またその際、農水省、厚労省による緊急対策時の暫定基準とは別に県独自の厳格な基準を策定してください。

3) 除染に際して生じる取り除いた土の処分方法については、農水省が言うような産業廃棄物としての処理を行うなら環境への汚染の拡散が起こることは必至です。その処理に際しては、専門家に助言を仰ぎ、凝固、隔離など慎重な方法を検討してください。

4) 県内のさらなる農地改良を進め、肥料・土壌改良資材・飼料等そして食品の地産地消を進め、農業資材と食品の県内自給率を高めて食料安全保障を進めてください。

5) 今明らかになっている汚染腐葉土の問題は氷山の一角に過ぎません。問題の拡がりには極めて深刻と考えられます。それらの課題を可及的速やかにかつ恒久的に解決していくために、「放射能防御緊急対策本部」(仮称)のような県庁内複数部署を横断する部局を新たに設け、専門家を含む民間人を交えた議論・作業を始めてください。

6) そのために、まずは知事と関係部署と専門家を含む民間人を交えた懇談の場を早急に設けてください。

私ども市民は今般の問題について全力で真摯に取り組む県の姿勢を支持し、全面的に協力させていただきたいと願っております。

ご検討を何卒よろしくお願い申し上げます。

以上、取り急ぎ要件のみにて失礼いたします。

敬具

2011年8月8日

署名呼びかけ人：

放射能防御プロジェクト沖縄支部

コーディネーター

吉田明彦

沖縄県那覇市久茂地2丁目19-17

アールエスワン那覇 1601

電話 090-9692-0921